

# 為替リスク対策について

KPMG in Mexico

COVID-19の影響が本格的に拡大した2020年3月以降ドル高ペソ安の状況が続いており、その結果外貨建借入金等から多額の為替差損が発生し、操業停止の影響に加えてメキシコ企業の業績に大きな影響を与えているケースが散見されます。このようにメキシコ企業にとって為替リスクは重要な財務リスクの1つと考えられることから、為替リスクを管理することは重要な経営課題と想定されます。本ニュースレターにおいては、当該為替リスク管理に取り組むにあたって為替リスクを少しでも緩和するための施策について解説いたします。

## 目次

1. 為替差損益の税務上の取扱い
2. 為替リスク管理のステップ
3. 一般的な為替リスクへの対応方法
4. 月次予定納税における対策

# 1. 為替差損益の税務上の取扱い

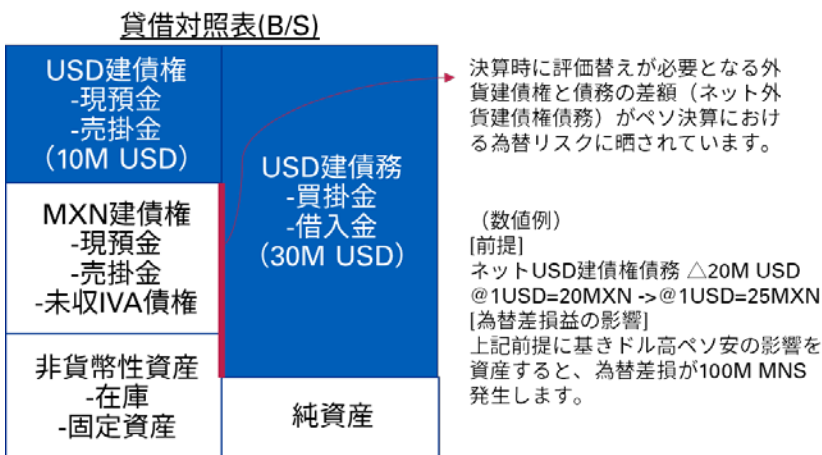
為替差損益=実現・未実現ともに課税所得計算の構成要素

メキシコ所得税法において納税者は会計帳簿をペソで記録することが義務付けられているため、外貨建取引（USD等のペソ建て以外の取引）については帳簿上で全てペソに換算する必要があります。そのため、月末や年度末に保有している外貨建債権・債務について為替換算をしなければならず、またその結果発生する為替差損益を課税所得に含めることが求められます。したがって、月末や年度末に保有する外貨建債権・債務から生じる未実現の為替差損益について、メキシコでは課税所得計算に含まれることに留意する必要があります。

また、国外関連者に対する外貨建債権・債務から生じる為替差損が過少資本税制における利息としてみなされることから、過少資本税制に抵触する場合は損金不算入となる為替差損が生じる可能性があります。したがって、特に親子ローンなどでドル建借入金がある場合は影響が大きくなるが多いため、注意が必要となります。なお、為替差損益は状況に応じて以下のように発生します。

- ドル高ペソ安の局面において（例えば、1USD=20MXN->1USD=25MXNの状況）
  - ✓ 外貨建債権>外貨建債務の場合は、為替差益が発生
  - ✓ 外貨建債権<外貨建債務の場合は、為替差損が発生
- ドル安ペソ高の局面において（例えば、1USD=20MXN->1USD=18MXNの状況）
  - ✓ 外貨建債権>外貨建債務の場合は、為替差損が発生
  - ✓ 外貨建債権<外貨建債務の場合は、為替差益が発生

(図例)



一方、税務上適用される為替レートは、以下のとおりとなります。

- 税務上適用される為替レートは、メキシコ中央銀行が決定します（※1）。また、官報で公表された翌日に税務上有効となります。よって、外貨建取引については、前日の官報公表レートに基づき換算することが求められます。

（※1）メキシコ中央銀行（Banco de Mexico）のホームページの”MERCADO CAMBIARIO” で公表されています（※2）。

<http://www.banxico.org.mx/portal-mercado-cambiario/index.html>

(※2) “MERCADO CAMBIARIO”の見方

Fecha	FIX <sup>2/</sup>	publicación DOF <sup>3/</sup>	Para pagos <sup>4/</sup>
12/06/2020	22.3347	22.4252	21.9230
11/06/2020	22.4252	21.9230	21.7252
10/06/2020	21.9230	21.7252	21.6552

FIX：中央銀行がその日の12時に決定した公表レート

PublicaciónDOF：官報公表レート（=前日のFIXレート）

Para Pagos：税務上の適用レート（=前日の官報公表レート=前々日のFIXレート）

例えば、2020年6月12日の外貨建取引には21.9230が適用されることになります。

## 2. 為替リスク管理のステップ

メキシコ企業にとってドル建の取引が大部分を占めるのはよくあるケースであり、そのような事業環境ゆえ為替リスクは我々にとって身近なものでありもっとも影響の大きい財務リスクの1つと言えます。また、上述のとおりメキシコにおいては外貨建債権・債務より発生する未実現の為替差損益が課税所得計算に含まれることになるため、為替リスクを財務管理の観点から適切に管理することは経営管理上非常に重要と考えられます。為替リスク管理を行うにあたって以下のようなステップで管理を強化していくことが望まれます。

### ● 為替リスクの定義

どのような為替リスクが発生しているかそのリスクの所在を把握する必要があります。また、通常は損益計算書上に出てくる為替差損益という会計上の観点から為替リスクを捉えるのが一般的ですが、企業によっては事業計画等で使用されている社内レートからの乖離を為替リスクとして捉え当該為替リスクへの対応も必要となってくる場合もあります。したがって、企業にとってどのような為替リスクに対応する必要があるか明確に定義することが重要と考えられます。

### ● 為替リスクの管理体制

定義された為替リスクに基づいて為替リスクの管理体制を構築していく必要がありますが、その際には以下の事項を検討することが重要と考えられます。

- ✓ リスク管理の目的を明らかにすること
- ✓ 為替変動による影響を明らかにすること
- ✓ 責任の所在を明確化すること（事業部門なのか、財務部門なのか）

### ● 為替リスク対策の実行

企業として対処すべき為替リスクを明確化し、誰がどのような目標を持って実施するか明確にした上で、必要な為替リスクへの対策を実行することが重要と考えられます。

### 3. 一般的な為替リスクへの対応方法

為替リスクに対応する方法には、為替リスクを発生させるビジネスそのものにまで踏み込んで対応するものと、金融的手法に頼る方法が考えられます。一般的には、為替予約などを利用した金融的手法が為替リスク管理の主要な対応手段として考えられていますが、もっとも効果的な方法はビジネスそのものから為替リスクをなるべく生まないような対策を検討することが重要と考えられます。もしビジネス上の対応策が取れない場合等に金融的手法を検討することになります。メキシコ企業が取り得る一般的な為替リスクの対応方法は、以下のとおりとなります。

- 外貨建債権債務のバランス調整
  - ✓ ドル高ペソ安の局面において外貨建債権からは為替差益が発生し、外貨建債務からは為替差損が発生します。したがって、外貨建債権>外貨建債務であれば全体として為替差益が生じていることになり、外貨建債権<外貨建債務であれば全体として為替差損が生じていることとなります。よって、外貨建債権と外貨建債務のネット外貨建債権債務の金額が小さければ小さいほど為替リスクが低減することとなります。
  - ✓ 外貨建債権と外貨建債務の金額が同程度になるように取引を見直す、外貨建債権の回収サイトおよび外貨建債務の支払サイトを見直すといったことにより月末および年度末の外貨建債権債務のバランスを調整することにより為替リスクを低減させることが可能となります。
- パソ建取引への変更
 

ドル建取引を始めとする外貨建取引をペソ建取引に変更することで為替差損益の発生を回避することが可能となります。ただし、例えばドル建借入金金をペソ建借入金金に変更する場合、当該変更によりドル建借入金から発生する為替リスクを低減することは可能ですが、一方で支払利息が増加するリスクもありますので、双方の影響を加味した上で変更の可否を検討することが必要となってきます。
- DES取引の活用
  - ✓ DES (Debt Equity Swap) とは、債務 (Debt) を株式 (Equity) に転換する手法となります。すなわち、債務者側 (メキシコ企業側) としては債務の返済と同額の増資を受けるのと同じ効果があります。
  - ✓ 親会社または関連会社からの外貨建借入金や外貨建買掛金等についてDESを実行することにより外貨建債務から生じている為替リスクを回避することができます。
  - ✓ DESによる効果は為替リスクの回避だけでなく、財務状況の改善やインフレ調整課税および過少資本税制対策といったメリットも考えられます。
- □為替予約などのデリバティブ取引の活用
  - ✓ 為替予約や通貨オプションといったデリバティブ取引を活用することで、為替変動リスクを回避することが可能となります。ただし、当該為替ヘッジの効果は為替リスクそのものを回避しているのではなく為替リスクを固定化している点にあることに留意する必要があります。
  - ✓ 為替予約や通貨オプションといったデリバティブ取引を活用することで、為替変動リスクを回避することが可能となります。ただし、当該為替ヘッジの効果は為替リスクそのものを回避しているのではなく為替リスクを固定化している点にあることに留意する必要があります。

## 4. 月次予定納税における対策

年度の確定申告と異なり、月次申告においては税金計算を簡便的に実施する目的で名目収益に利益率を乗じて計算した課税所得を元に予定納税額を計算するため、実際に発生している費用項目は当該計算上考慮されません（月次予定納税制度の概要については、2020年6月4日に配信されたニュースレター「法人税月次納税の減額申請制度について」において詳細を説明しておりますのでそちらをご覧ください）。

月次申告上、為替差益は名目収益に含める必要がありますが、実務上、為替差益の金額を算定する方法としてグロス法とネット法の2つがあります（税法上、当該名称が使用されているわけではなく、本ニュースレターにおいて読者の皆様が理解しやすいように当該名称を使用しております）。

- グロス法（原則）：為替差益と為替差損をそれぞれグロスで算出し、グロスの為替差益を名目収益として認識する方法
- ネット法：為替差益と為替差損をネットした為替差益（ネットが為替差損の場合は、ゼロ）を名目収益として認識

（例1） グロスの為替差益が10、グロスの為替差損が5発生している場合

グロス法だと為替差益10を名目収益として認識しますが、ネット法だと為替差益5（=10-5）を名目収益として認識します。

（例2） グロスの為替差益が10、グロスの為替差損が15発生している場合

グロス法だと為替差益10を名目収益として認識しますが、ネット法だと為替差損5（=10-15）のため名目収益として認識すべき金額はゼロとなります。

したがって、グロスで為替差益が発生しているが、一方でその為替差益を相殺する為替差損も発生している場合は、ネット法の採用を検討することにより月次の予定納税額をその分減少する効果が得られることとなります。ただし、ネット法自体は税法にて明確に認められた方法というわけではないため、採用する場合は税務専門家に相談した上でオピニオン・レターなどを入手した上で月次申告を行うことが望まれます。

## 本ニュースレターに関するお問合せ先

### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

### レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で作られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.